

○三浦市老人福祉保健センター条例（平成18年9月29日三浦市条例第32号）

○三浦市老人福祉保健センター条例

平成18年9月29日三浦市条例第32号

改正

平成24年12月14日三浦市条例第31号

三浦市老人福祉保健センター条例

（趣旨）

第1条 この条例は、三浦市老人福祉保健センターの設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。
（設置）

第2条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第5項の規定に基づき、老人等に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するための施設として、三浦市老人福祉保健センター（以下「福祉保健センター」という。）を三浦市三崎町諸磯1870番地に設置する。

（指定管理者による管理）

第3条 福祉保健センターの管理に関する業務のうち、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- （1）生活相談に関する業務
- （2）健康相談に関する業務
- （3）健康増進の指導に関する業務
- （4）高齢者生きがい対策事業等に関する業務
- （5）機能回復訓練の実施に関する業務
- （6）娯楽及び教養に関する業務
- （7）老人クラブの援助等に関する業務
- （8）ボランティア活動の指導育成に関する業務
- （9）福祉保健センターの利用の許可、利用の許可の取消し等に関する業務
- （10）福祉保健センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- （11）その他福祉保健センターの管理に関して市長が必要と認める業務

（指定管理者の指定の申請）

第4条 指定管理者の指定を受けようとする者は、団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書に、指定管理業務の事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長が指定する日までに、市長に提出しなければならない。

（指定管理者の指定の基準）

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により福祉保健センターの指定管理者として最も適切であると認めた者を指定管理者として指定する。

- （1）住民の平等利用が確保されること。
- （2）関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。
- （3）指定管理業務について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。
- （4）事業計画書の内容が、福祉保健センターの効用を最大限に発揮するとともにその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- （5）事業計画書に沿った福祉保健センターの管理を安定して行う能力を有していること。

（指定管理者の指定の告示）

第6条 市長は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

（管理の基準等）

第7条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- （1）関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- （2）福祉保健センターの施設等の維持管理を適切に行うこと。

(3) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 市長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項

(2) 指定管理業務に係る事業報告に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理業務の実施に関し必要な事項

(指定管理者の指定の取消し等)

第8条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理業務又は経理の状況に関する市長の指示に従わないとき。

(2) 第5条各号に掲げる基準を満たさなくなると認めるとき。

(3) 前条第1項各号に掲げる基準を遵守しないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(休館日)

第9条 福祉保健センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日(敬老の日を除く。)

(2) 敬老の日を除く国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する「国民の祝日」(「国民の祝日」が月曜日に当たるときは、その翌日)

(3) 敬老の日の翌日

(4) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日に臨時に開館し、又は臨時に休館することができる。

(開館時間)

第10条 福祉保健センターの開館時間は、午前9時から午後4時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができる。

(利用できる者の範囲)

第11条 福祉保健センターを利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本市に住所を有する60歳以上の者

(2) その他市長が必要と認めた者

(利用の許可)

第12条 福祉保健センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に当たり、管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 福祉保健センターの施設等を損壊するおそれがあると認められるとき。

(3) 福祉保健センターの管理上支障があると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が不相当と認めるとき。

(利用料金)

第14条 第12条第1項の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に、福祉保健センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 利用料金は、前納とする。

3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第15条 前条第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長の承認を受けて定めた基準により、利用料

金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第16条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 利用者がその責めによらない理由により、利用することができないとき。
- (2) 指定管理者が認める特別な理由により、利用することができないとき。

(利用の許可の取消し等)

第17条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第12条第1項の許可を取り消し、又は福祉保健センターの利用を中止させ、若しくは制限することができる。

- (1) 第12条第2項の規定により付した条件に違反したとき。
- (2) 第13条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 虚偽又は不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (4) 利用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。
- (5) 許可を受けた目的以外に施設等を利用したとき。
- (6) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (7) 災害その他やむを得ない理由により施設等の利用ができなくなったとき。
- (8) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。

(原状回復の義務)

第18条 利用者は、福祉保健センターの利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により利用の許可を取り消され、又は福祉保健センターの利用を中止されたときも同様とする。

- 2 指定管理者は、指定の期間が終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第8条第1項の規定により指定を取り消されたときも同様とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第19条 福祉保健センターの施設等を故意又は過失により損壊又は滅失させた者は、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、福祉保健センターの管理等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。ただし、第3条から第8条までの規定は、公布の日から施行する。

(旧条例の廃止)

- 2 三浦市老人福祉保健センター条例（昭和57年三浦市条例第2号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に旧条例の規定によって行われた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によって行われた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成24年12月14日三浦市条例第31号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第14条関係）

利用者の区分	単位	利用料金の上限額
第11条第1号に該当する者	1回当たり	200円
第11条第2号に該当する者		500円